

送金電文の基準に関するウォルフスバーグ・グループ・クリアリングハウス声明

2007年4月19日

送金電文の基準に関する声明

(日本語仮訳)

ウォルフスバーグ・グループは、国際決済における取引当事者に関する透明性向上のため、以下の措置を支持する。これらの措置は、金融仲介に伴う脆弱性を軽減し、銀行が自らの顧客として受け入れないであろう個人や組織、特にマネー・ローンダリング、テロ資金供与あるいは該当の制裁に違反する取引に携わる者によって銀行が利用されるのを避ける目的で設計された、リスクに応じたプログラムの有効性を促進するものである。

これらの措置としては、(i) 送金人と受益者（受取人）の情報を含まれるようにした第三者カバー取引のより強化した新たな SWIFT 送金電文のフォーマットの創出、および (ii) 銀行業界における一定の基本的な送金電文の標準の採用、が挙げられる。

世界の監督機関の後押しが得られ、また SWIFT 加盟金融機関に受け入れられるならば、適切なメッセージ・フォーマットの変更は 2008 年 11 月にも導入できる見込みである。

全金融機関が遵守すべき送金電文の基準は次の 4 つである。

- 金融機関は、決済プロセスに関わる他の金融機関に情報を検知されるのを避ける目的で、送金電文や支払指図の情報を省略、削除または変更してはならない。
- 金融機関は、決済プロセスに関わる他の金融機関に情報を検知されるのを避ける目的で、特定の送金電文を使用してはならない。
- 金融機関は、すべての適用法に従うことを条件として、決済プロセスに関わる他の金融機関から関係者についての情報の提供を求められた場合、可能な限りこれに協力しなければならない。
- 金融機関は、これらの原則に従うよう、各コルレス銀行に強く促さなければならない。

これらの基準を策定し、これを遵守する大手金融機関はまた、各コルレス銀行にもこれらの基準に従うよう強く促す。しかし、このイニシアティブを成功させるには、必然的に、公共セクターと民間セクターの双方の関与が求められる。これらの基準を有効なものとするには、送金電文を出す金融機関がこれを遵守するとともに、各監督当局がその遵守を促す必要がある。